

岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する規則

平成 18 年 4 月 21 日 規 則 第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関する条例（平成 18 年岩手沿岸南部広域環境組合条例第 11 号）により、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員等の旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第 2 条 職員等の旅費については、釜石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和 37 年釜石市規則第 2 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。